

道路占用料新旧対照表

				R4	R7		
占用物件の種類	区分		単位	現行使用料 (円)	改正使用料 (円)	増減比 (%)	
法第三十二条第一 項第一号に掲げる 工作物	第一種電柱		一本につき 一年	950	990	4.2	
	第二種電柱			1,500	1,500	0.0	
	第三種電柱			2,000	2,000	0.0	
	第一種電話柱			850	880	3.5	
	第二種電話柱			1,400	1,400	0.0	
	第三種電話柱			1,900	1,900	0.0	
	その他の柱類			85	88	3.5	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メー トルにつき	9	9	0.0	
	地下に設ける電線その他の線類		一年	5	5	0.0	
	路上に設ける変圧器		一個につき 一年	830	860	3.6	
	地下に設ける変圧器		占用面積一 平方メー トルにつき一 年	510	530	3.9	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき 一年	1,700	1,800	5.9	
	郵便差出箱			720	740	2.8	
広告塔		表示面積一 平方メー トルにつき一 年	2,400	2,200	-8.3		
その他のもの		占用面積一 平方メー トルにつき一 年	1,700	1,800	5.9		
法第三十二条第一 項第二号に掲げる 物件	外径〇・〇七メートル未満のもの		長さ一メー トルにつき一 年	36	37	2.8	
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			51	53	3.9	
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			77	79	2.6	
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			100	110	10.0	
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの			150	160	6.7	
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの			200	210	5.0	
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの			360	370	2.8	
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの			510	530	3.9	
	外径一メートル以上のもの			1,000	1,100	10.0	
法第三十二条第一 項第三号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第二条第二項第 五号に規定する自 動運行装置による 検知の対象として 設置する導線その 他の線類	地下に設けるもの	長さ一メー トルにつき一 年	5	5	0.0
			その他のもの		17	18	5.9
		道路の構造又は交通の状況を表示する 標示柱その他の柱類		一本につき 一年	1,400	1,400	0.0
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積一 平方メー トルにつき一 年	850	880	3.5
			地下に設けるもの		510	530	3.9
		その他のもの			1,700	1,800	5.9
法第三十二条第一 項第四号に掲げる 施設			占用面積一 平方メー トルにつき一 年	1,700	1,800	5.9	

占有物件の種類	区分		単位	現行使用料 (円)	改正使用料 (円)	増減比 (%)
法第三十二条第一 項第五号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占有面積一 平方メート ルにつき一 年	1,200	<u>1,100</u>	-8.3
	地下に設ける通路			710	<u>660</u>	-7.0
	その他のもの			1,700	<u>1,800</u>	5.9
法第三十二条第一 項第六号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積一 平方メート ルにつき一 日	24	<u>22</u>	-8.3
	その他のもの		占有面積一 平方メート ルにつき一 月	240	<u>220</u>	-8.3
令第七条第一号に 掲げる物件	看板 (アーチ である ものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積一 平方メート ルにつき一 月	240	<u>220</u>	-8.3
		その他のもの	表示面積一 平方メート ルにつき一 年	2,400	<u>2,200</u>	-8.3
	標識		一本につき 一年	1,400	1,400	0.0
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける もの	一本につき 一日	24	<u>22</u>	-8.3
		その他のもの	一本につき 一月	240	<u>220</u>	-8.3
	幕(令第 七条第 四号に 掲げる 工事用 施設で あるも のを除 く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける もの	その占有面 積一平方 メートルに つき一日	24	<u>22</u>	-8.3
		その他のもの	その占有面 積一平方 メートルに つき一月	240	<u>220</u>	-8.3
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき 一月	2,400	<u>2,200</u>	-8.3
		その他のもの		1,200	<u>1,100</u>	-8.3
	令第七条第二号に 掲げる工作物			占有面積一 平方メート ルにつき一 年	1,700	<u>1,800</u>
令第七条第三号に 掲げる施設			占有面積一 平方メート ルにつき一 年	近傍類似の土 地の価格に 〇・〇三三を 乗じて得た額	近傍類似の土 地の価格に 〇・〇三一を 乗じて得た額	-2.9
令第七条第四号に 掲げる工事用施設 及び同条第五号に 掲げる工事用材料			占有面積一 平方メート ルにつき一 月	240	<u>220</u>	-8.3